ひょうご安全の日推進県民会議

ひょうご安全の日推進県民会議は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、県民、民間団体、事業者、行政機関及び県により平成 17 年 7 月に発足しました。地域・社会、防災、福祉・医療、経済・雇用、教育・文化、報道等の様々な分野の 133 団体・個人で構成し、広く県民の参画のもとに、次のような阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承・発信する取組みを進めています。

1 ひょうご安全の日のつどいの実施

ひょうご安全の日である毎年 1 月 17 日に、「―1.17 は忘れない―『伝える』『備える』『活かす』」をテーマに、ＨＡＴ神戸において「ひょうご安全の日のつどい」を開催しています。追悼行事である「1.17 のつどい」とともに、ＨＡＴ神戸までの復興した街並みを歩く「1.17 ひょうごメモリアルウォーク」、県民参加型の防災訓練、東日本、熊本等の被災地の復興も祈念して多彩な交流ひろば・ステージイベントを展開しています。

▲ 阪神・淡路大震災 20 年追悼式典

また、1 月の減災月間には、各種機関・団体、県・市町が、県内各地でひょうご安全の日の趣旨を踏また様々な取り組みを実施しています。

▲ 井戸会長あいさつ

▲ 河田企画委員長 1.17 ひょうご安全の日宣言

2「防災力強化県民運動」の推進

ひょうご安全の日推進県民会議では、個人・地域・企業など様々な主体に対し防災・減災の実践活動を促す防災力強化県民運動を推進しています。

防災の専門家を「ひょうご防災特別推進員」として登録し、自主防災組織や学校、事業所等が行う防災学習や防災訓練などに派遣するとともに、（公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構の協力のもと、助成金により実践活動を支援しています。毎年秋には、ひょうご安全の日推進県民会議のメンバーや地域で活動する県民等が一堂に集い、活動団体の事例発表や防災・減災に関する講演会等を行う県民大会を開催しています。

また、阪神・淡路大震災 20 年を機に毎月 17 日を「減災活動の日」と定め、県民の皆さんが一層実践的な防災・減災の活動に取り組むよう Facebook 等を活用して呼びかけを行っています。

▲ ひょうご安全の日推進県民会議・県民大会

ひょうご安全の日推進事業（助成金）実践活動事業

これまでご紹介してきた防災・減災活動は、住民や地域、企業の皆さんが実践することによって、はじめて地域防災力の向上につながります。

ひょうご安全の日推進県民会議では、県民の皆さんが訓練、防災学習など地域で防災・減災の実践活動を行うことを、助成金により支援しています。また、県民局・県民センター単位以上での大規模な防災イベントやフォーラムなどの開催に対しても助成金を用意しています。

是非、これらを活用して、活動の一歩を踏み出していただきたいと考えます。

1 対象となる団体

（1）地域団体〔自主防災組織、自治会、婦人会、子ども会　など〕
（2）学生グループ
（3）学校　※防災教育施設の見学を除き、地域住民の参加を要件とする
　　（団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体）

2 助成の対象となる事業

次なる災害に備える**実践的な防災訓練、防災学習**（防災教育施設見学を含む）を実施する事業
※ 防災専門家・防災関係機関（防災士、ひょうご防災特別推進員、消防署、防災教育施設等）による指導・協力のもとに事業を実施することを助成条件とします。

3 助成金の額

事業区分	助成額	助　成　率	
実践活動事業	2～30万円以内	定額	10万円までは対象経費と同額（全額助成） 10万円を超える部分は概ね1/2

※ひょうご防災特別推進員を活用した事業には関連経費を加算助成（上限5万円）

4 申請期間

募集時期	申請期限
通　　年	事業開始月の前月5日まで（土日、祝日の場合にはその前日）

5 助成対象経費

印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、使用料、委託料、保険料、謝金、交通費、人件費、その他事業の実施に要する経費で県民会議が認めるもの

6 審査・選考方法：審査委員会において、審査・選考のうえ予算の範囲内で助成を決定

＜お問い合わせ・資料請求先＞

ひょうご安全の日推進県民会議事務局（兵庫県復興支援課内）

TEL（078）362-9984　FAX（078）362-4459
ひょうご安全の日公式サイト　http://19950117hyogo.jp/

（注）助成要件等は必ず各年度の「助成の手引き」でご確認ください。